

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 9 日現在

機関番号：13201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02890

研究課題名(和文)元明時代の法制に関する基礎的研究 - 『皇明条法事類纂』の分析を中心として -

研究課題名(英文)The Research for Chinese Legal History under the Yuan-Ming Period

研究代表者

徳永 洋介 (Tokunaga, Yosuke)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号：10293276

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：今回の研究では、『皇明条法事類纂』の構成と内容を分析し、明代の文書行政の実態を明らかにするとともに、同書が明代中期から現れる年次別の法令マニュアルをもとに編纂された事実を論証した。また、東京大学総合図書館のwebサイトに同書の全文を公開するのにあわせて、『皇明条法事類条名目録』を作成し、内外の研究者がこの史料を十分に活用できるようはかった。

研究成果の概要(英文)：In this research, we analyzed the composition and contents of Huang Ming tiaofa shileizuan [Categorized laws of the august Ming] and clarified the actual situation of the document administration of Ming dynasty. Our analysis demonstrated that this book was compiled by the annual manuals of laws and regulations which appeared from the middle of Ming dynasty. In addition, we made and released the bibliographical list and image data of the whole documents to make it possible for researchers to fully utilize this unique documents.

研究分野：中国近世史

キーワード：律例 明律 問刑条例 法典編纂 刑罰制度 典籍 官僚制

## 1. 研究開始当初の背景

わが国における元明時代の法制史研究は、近世の明律研究をはじめ、長い歴史があるが、近年では明代の刑事司法を軸に従来の空白を埋める地道な研究も次第に現れ、律と例の関係のほか、律の五刑に代えて執行される贖罪(例贖)や裁判機構の制度的側面に新たな照明があてられつつある。しかしその反面、かつて内藤乾吉や宮崎市定が提起した問題、つまり明初の法制にも大きな影響を与えた元代の法制がいかなる成り立ちと構造を持ち、またそれが明代に継受されたのち、どのような展開を遂げたのかとなると、いまだ十分に研究されてきたとは言いがたい。事実、従来の研究では、明律の刑制が表面的には唐律の五刑と同じ点が指摘されるだけで、元制との関係からその実質が問われることはなかった。また明代前半期の例は元代と同じく先例であり、あくまで個々の事案にのみ適用される法的規範に過ぎなかったにもかかわらず、この問題については、論者の多くが基本法典の律と副次法典の例(問刑条例)が整う明代後半期の状況から遡及するかたちで説明してきた。このため、元代から明代前半期までの200余年にわたり、例がなぜ正規の法とはならず先例にとどまり続けたのか、その意味が正面から論じられることもなかった。こうした研究の立ち遅れは、『明実録』などの根本史料ですら必ずしも十分に精査されてこなかったことにも原因があるが、『皇明条法事類纂』のように、明代前半期の法実務の内情を伝える恰好の史料がありながら、少なからぬ誤字・脱字や文書の欠落をはじめ、内容の難解さ自体のために、その活用が実質的に阻まれてきた事実を見逃すわけにはいかない。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記の問題意識に立って、元明時代の法制を律と例という法のあり方に即して考察しようとするものである。具体的には、元代から明代前半期にいたる200年間を旧中国法が律令法系から律例の関係に移行する時期と捉え、基本法典をもたなかった元代と基本法典の律のみがあった明代前半期とを対比させながら、この間に一貫して法的規範とされた例の構造と変遷を検討する。とくに明代には刑事法源を律に一元化すべきとする原則が厳然として存在していたにもかかわらず、明初の大誥や榜文・禁令をはじめ、贖罪条例など、元と比べて格段に数を増した例(条例)が刑事司法の中核を担った。また、明は簡素ながらも一定の合理性を備えていた元の刑罰体系を再び律的な五刑に作りかえたが、その一方で、律外の刑罰が早くから増加の一途をたどり、原則として真犯死罪を除くすべての犯罪は例に照らして律の五刑から贖罪(例贖)もしくは充軍に振り替えられた。明の刑罰制度が元に比べ

て著しく複雑な様相を呈するのはこのためであり、同じく先例に依拠した司法行政を行いながら、元と明とでは刑罰の運用において異なる原理がはたらいていた。こうした見地から、本研究の目的を具体的に示せば、下記のとおりとなる。

(1) 宋代から元代に及ぶ例の変遷を改めて検証するとともに、なぜ明初を最後に律令法系は終焉を告げ、律と例の関係に移行せざるを得なかったのか、金元時代の法と例の関係を対比させながら明らかにする。

(2) 元では先例中心主義をとるかわり、法の変動に繋がる例はつねに前例との調整が図られたほか、実用性の見地から利用頻度の高い例をあつめた編纂物もたびたびつくられた。ところが、律を基本法典と定めながら、元と同じく先例を優先して用いた明では、皇帝の代替わりごとにすべての例を廃棄する方法がとられるのみで、これを積極的に整理・集成することはなかった。基本的に同じ例でありながら、なぜ元と明とではかくも異なるあゆみをたどったかを明らかにするとともに、明がその中盤にきて、ようやく先例の整理に着手したとき、それが「問刑条例」という新たな例の歴史を拓く契機になった理由を探る。

(3) 元の先例中心主義は必然的に『元典章』のような、まったく新しい法的編纂物を生みだした。これは官府に蓄積された法律文書のうち準則として利用頻度の高いものをあつめてできたもので、明代中期の行政文書を集成した『皇明条法事類纂』も基本的には同じ種類の法律書と言える。但し、本書の場合、『元典章』と同じく、六部分類にもとづく篇目構成をとっているものの、基本法典たる明律との併用を前提にしてできている点では、元代の法的編纂物と大きく異なる。本研究では、こうした違いに着目しながら『皇明条法事類纂』を分析し、元明時代の法制の連続と非連続の諸相を明らかにする。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究を進める手始めとして、元代から明代中期に至る時期の法と刑罰をめぐる基本問題を洗い出したうえで、主要な先行研究に即して学説の整理を行い、これまで明らかにされてきた事実関係を確認した。

(2) 『皇明条法事類纂』の整理・分析を重点的に進めるにあたり、さきの科学研究費助成事業(平成23年度~26年度・基盤研究(C))「宋元時代の刑事制度とその展開」で撮影したデジタル写真画像にもとづき、会読・検討を重ねるだけでなく、全編の内容を精査して、今後の研究の起点となる包括的な目録と従来の影印本に代わる新たな底本づくりに取り組んだ。

(3) また、上記の作業に際しては、『中国珍稀法律典籍集成』乙編(科学出版社、1994年)に収める点校本『皇明条法事類纂』も

あわせて参照しながら校訂・分析を行い、その成果を目録に反映させるとともに、テキストとしての価値をあわせて検討した。(4) 関連史料の収集・整理については、まず「明律」や弘治と万暦の「問刑条例」などの法律文献のほか、『明実録』に収める関連記事を中心に進め、『元典章』など、元代の法制史料にも適宜対象を拡げて比較分析する方法をとった。

(5) このため、文献史料の収集・整理に際しては、富山大学で利用可能なテキストにとどまらず、国立公文書館に所蔵する『条例備考』や東京大学東洋文化研究所に所蔵する明代の律例に関する各種注釈書を重点的に調査した。

(6) また、その他の研究成果についても、随時とりまとめを行ったが、平成 27 年度と平成 28 年度の二度にわたって共同シンポジウムを開催し、近世中国の法制や官制に関して、研究のいっそうの深化と他の研究者との研究交流を図った。

#### 4. 研究成果

(1) この研究は、元代と明代の法制の連続性に着目し、この時代の一貫した特徴とも言うべき「先例中心主義」の内実を問いただすと同時に、明代後期に至り、こうした法制のあり方にある意味で修正を迫る「問刑条例」が登場してくる歴史的意義を明らかにしようとするものであり、『皇明条法事類纂』を中心とする検証作業を通じて、およそ下記の結果が得られた。まず仁井田陞氏が夙に指摘したとおり、本書は書誌的には些か問題のある書物でありながら、憲宗の天順 8 年(1464)から孝宗の弘治 7 年(1494)に至る時期の条例(例)をあつめた貴重な史料であり、ごく僅かな変則を除けば、個々の法文はおおむね明律の六部分類に従って大別され、さらに律文の条目に即した分類にしたがい排列されている。明代前半期の条例とは、皇帝の判断にもとづく単行立法のことで、元代の条格や断例と同じく、広く立法と先例を含む言葉であり、条例の体裁も新たな措置を提案する官僚の上奏に始まり皇帝の裁定で締めくくられるのが基本であり、明代の文書行政の過程を克明に記録したものとなっている。もっとも、明代の条例(例)は、律を補い、時には律に優先するかたちで実質的な法の追加・修正をはかるという点で元代の例(条格・断例)と大きく異なるものであったが、これらがいずれも皇帝の命令にもとづく法規であり、それが先例として絶えず累積していく事情に変わりはない。加えて、元では法の変動に繋がる例はつねに前例との調整が図られたほか、実用性を優先して利用頻度の高い例をあつめた編纂物がたびたびつくられたが、明では成祖永楽帝から憲宗成化帝までは、新帝が即位するたびに既存の条例を一括廃止して明律を唯一の法源と明言することで、律

と条例の関係を調整していた。しかし、これでは必要不可欠な条例ですら取り消され、せっかく積みあげた法実務の経験がそのつど白紙に帰してしまう危険は避けられないことから、成化 23 年(1487)の孝宗即位を機に有用な条例を選別して恒久性を持たせる方針に転換する。現在『条例全文』に収められる「皇明成化条例」や「皇明弘治条例」は、そうした政策転換を反映して編纂された法令集であるが、これらに収められた条例をさらに簡便に検出する目的で編まれたのが、唐宋時代の「条法事類」の罫みに倣って命名された『皇明条法事類纂』であった。明律の体系に即して条例を分類・整理する本書の手法は、明代後半期に登場する「問刑条例」の場合とまったく同巧であるが、これは孝宗の弘治年間(1488~1505)を境に律と例をいわば一体の法規として集成する動きが一般化するなかで現れたもので、本書が「問刑条例」の材料になったとする解釈はあたらぬ。むしろ注意すべきは、本書の成書が世宗の嘉靖 6 年(1527)またはそれ以後と考えられるだけでなく、収載する条例が必ずしも原型をそのままとどめているとは限らず、時として編纂の過程でなにがしかの手が加えられた可能性を否定できないことであろう。

(2) 現存する『皇明条法事類纂』は、もとと線装本 64 冊から成る旧鈔本であるが、ふつう本文 50 巻 10 冊、不分巻 3 冊と記されることが多い。しかし、これはもとの線装本を 4・5 冊づつ合わせて現在の 13 冊本に合本した際に、題箋に巻数表記のある 50 冊のみを本文 50 巻と見なしてしまっただめに生じた齟齬であり、不分巻 3 冊に纏められた線装本 14 冊も本文 50 巻のいずれかに含めるべきことが判明した。さらに旧鈔本には夥しい数の誤字・脱字や錯簡が見られるが、これには「皇明成化条例」や「皇明弘治条例」などから関係法文を抄録した際に生じた過誤が大きく関係していると判断される。

(3) 本研究の成果は、主として『皇明条法事類纂条名目録』のかたちでまとめることができたが、その内容は『皇明条法事類纂』のデジタル写真版とあわせて、平成 30 年(2018)の夏期までには東京大学総合図書館の web ページで全文を公開されることになっている。本書は史料の乏しい明代中期の法と社会を知る恰好の手がかりとなるばかりか、元代の法制を考察する上でも欠かせない貴重な史料であるが、明代独特の吏牘体で書かれた文書の難解さにとどまらず、テキスト自体の不備など、各種の制約からほとんど活用されてこなかった。それだけに、本研究の成果は、旧鈔本の姿を忠実に伝える新たな底本を提供し、本書の各種テキストを的確かつ迅速に参照できる条件を整えられたという点でも、今後の研究活動のみならず、学界全体を裨益するとすることは少なくないと考えられる。

(4) 近世中国の司法制度と官僚制度をめぐって、共同シンポジウムなどを通じて国内外の第一線で活躍する研究者との学術交流を行い、内容の濃い議論をすることができたことも、今後の研究を進めるうえで大きな収穫だったといえる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

中村正人、清代初期過失殺補論、『金沢法学』58(2)、2015年、pp.9-43

中村正人、清代贖刑制度に関する初歩的考察 捐贖・納贖に焦点を当てて、『金沢法学』59-2、2017年、299-329頁

小島浩之、(書評)速水大著『唐代勳官制度の研究』、『史学雑誌』pp.125-10、2016年、299-329頁

小島浩之、漢籍整理備忘録：中国の古典籍・古文書の理解のために、『大学図書館研究』106、2017年、pp.1-10

[学会発表](計0件)

[図書](計3件)

徳永洋介、内藤湖南『中国近世史』岩波書店の校注・解説、2015年、337p

徳永洋介、中村正人、小島浩之、矢野正隆、小林晃、高橋亨、日本学術振興会科学研究費助成事業・基盤研究(C)

「元明時代の法制に関する基礎的研究『皇明条法事類纂』の分析を中心として」研究成果報告書、『皇明条法事類纂条名目録』、2018年、237p

徳永洋介、東洋史学事始 内藤湖南と桑原隲蔵、富山大学人文学部編『人文知のカレイドスコープ』桂書房、2018年、pp.60-70

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

徳永洋介 (TOKUNAGA, Yosuke)

富山大学・人文学部・教授

研究者番号: 10293276

(2) 研究分担者

中村正人 (NAKAMURA, Masato)

金沢大学・人文社会学域法学類・教授

研究者番号: 60237427

小島浩之 (KOJIMA, Hiroyuki)

東京大学・経済学研究科・講師

研究者番号: 70334224

(3) 連携研究者

矢野正隆 (YANO, Masataka)

東京大学・経済学研究科・助教

研究者番号: 80447375

徳岡 仁 (TOKUOKA, Hitoshi)

平成国際大学・法学部・教授

研究者番号: 70255206

(4) 研究協力者

小林 晃 (KOBAYASHI, Akira)

熊本大学・文学部・准教授

濱島敦俊 (HAMASHIMA, Atsutoshi)

大阪大学・名誉教授